

第 8 回移動等円滑化評価会議東北分科会

岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 及びひとにやさしいまちづくり推進指針の 概要について

令和 8 年 8 月 27 日（木）

岩手県保健福祉部地域福祉課

岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会について

1 本協議会の概要

ひとにやさしいまちづくり条例(平成19年条例第74号。以下、「条例」という。)第35条第1項の規定に基づき、ひとにやさしいまちづくりの推進に関し調査審議するため、知事の諮問機関として設置。

2 委員の構成

- ・ 条例第36条第1項の規定により、本協議会は、委員30人以内をもって組織。
- ・ 同条第2項の規定に基づき、県民、事業者、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命。
- ・ 同条第3項の規定に基づき、委員の任期は、2年。
- ・ 現委員の任期は令和8年8月1日～令和10年7月31日

【令和8年現在の委員の構成】

属性	人数(人)	内容等
学識経験者	5	団体推薦 2 人
福祉団体等	10	・ ユニバーサルデザインによって配慮されるべき立場 ・ 団体推薦 9 人
事業者団体等	6	・ ユニバーサルデザインを推進するべき立場 ・ 団体推薦 5 人
教育関係	1	団体推薦 1 人
医療関係	2	団体推薦 2 人
福祉施設	2	団体推薦 2 人
行政	2	団体推薦 2 人
公募	2	
計	30	

3 協議会の実施内容

(1)会議における主な議事

- ・ ひとにやさしいまちづくり推進指針の策定・進捗管理について
- ・ ひとにやさしいまちづくりの主な取組について
- ・ 希望郷いわてモニターアンケート ひとにやさしいまちづくりに関する意識調査結果について
- ・ まちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて 等

(2)委員からの主な意見① 〔R6協議会:ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025～2029)策定 R6.9.6開催、R6.2.13開催〕

- ・ 性的マイノリティ(LGBT等)の脚注をより適切な表現にしてほしい
- ・ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」についての記載がない。
- ・ 誘導ブロックについて、案で「配慮」としているが「確保」ともう少し踏み込んでよいのでは？
- ・ 「行政職員が理解を深めて、支援に関わる一人一人の資質を高めて行く」という表現にするのはどうか。
- ・ 行政と民間のよりよい連携のため、それぞれの立場での理解促進を図っていく必要がある。
- ・ 交通機関の維持・確保だけでは、ユニバーサルな公共交通の推進には必ずしもつながっていないのではないか。(→バリアフリー化という表現に修正)

3 協議会の実施内容

(2)委員からの主な意見② 〔R6協議会:ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）策定 R6.9.6開催、R6.2.13開催〕

- ・ 外国人が医療機関を受診する際に通訳の手配を支援して受診機会の拡大につなげるなど、外国人の方々の生活上の不便さの解消になるような配慮の視点をもってほしい。
- ・ 当事者参画を行っている自治体数を指標として設定したのあれば、市町村に期待される役割を追記してほしい。（→「政策形成過程への当事者への参画」という表現を追記）

(3)委員からの主な意見③ 〔R7協議会:まちづくりユニバーサルデザインガイドラインへの意見照会 R8.1.20開催〕

- ・ 写真の撮影場所を示してほしい。
- ・ 整備後の維持管理の視点も盛り込むべき。
- ・ 困りごと別に参照できる索引を工夫してほしい。
- ・ PDFだけでなくテキストデータも提供してほしい。
- ・ 性的マイノリティやジェンダーに配慮した表現へ改善してほしい。
- ・ 聴覚障がい者向けの非常時情報伝達に関する記載を充実してほしい。
- ・ トイレ案内や館内案内表示をさらにわかりやすくしてほしい。

条例に定められた所掌事項

- ひとにやさしいまちづくりの推進に関し調査審議するための、知事の諮問機関であるもの。
- 協議会は、調査審議のほか、この条例の実施に関し知事に意見を述べることができる。

ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025~2029)の概要

1 指針の性質

(1) 県の行動指針

県がユニバーサルデザインの考え方を様々な分野の施策に取り入れ、ひとにやさしいまちづくり施策を総合的かつ計画的に推進するための行動指針として、ひとにやさしいまちづくり条例(平成19年岩手県条例第74号)に基づき策定するもの。

(2) 県民、事業者、民間団体、市町村のガイドライン

県民、事業者、民間団体、市町村が、県と共通の認識の下、連携、協働しながらひとにやさしいまちづくりに取り組むためのガイドラインとしての性格を併せ持つもの。

2 推進期間

令和7年度～令和11年度（5か年）

【これまでの策定状況】

- ・平成 8年度～平成12年度
- ・平成13年度～平成20年度
- ・平成21年度～平成26年度
- ・平成27年度～平成31年度
- ・令和 2年度～令和 6年度

ユニバーサルデザインの7つの原則

- 原則1 公平に使用できること
- 原則2 使う上で、柔軟性があること
- 原則3 簡単ですぐ使えること
- 原則4 感覚で情報がわかること
- 原則5 エラーに対する許容性があること
- 原則6 労力が少なくて済むこと
- 原則7 近づきやすく、使用しやすい大きさと空間であること

ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長
ロナルド・メイス氏が提唱



3 指針の基本的考え方

(1) 目指す姿

ひとにやさしいまちづくりへの県民全体の参画により、全ての人が、個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域共生社会

(2) 基本視点

① 多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視

信頼関係の構築、課題の共有、お互いのニーズの理解、すり合わせなど、双方向で十分な議論により合意を目指していく建設的対話が重要です。

② 取組の発展的推進(終わりになき取組)

インターセクショナリティの観点を踏まえ、「終わりになき取組」として、常に見直し、改善に取り組む姿勢が重要です。

③ さりげないデザインへの配慮

誰が使っても違和感がなく、自然に受け入れられる、ユニバーサルデザインの考え方に基づくさりげないデザインや必要とする人が分かりやすいような配慮が必要です。

④ 柔軟で持続可能な取組

それぞれの状況に応じ、できるところから、柔軟かつ、持続可能なものとして取り組んでいくことが重要です。

インターセクショナリティ

- 交差性。年齢、性別、障がいや性的指向など、様々なアイデンティティが交差することで、差別や排除、生きにくさなどの社会的困難がより複雑化・増幅することがあるという視点。
- 単一のアイデンティティへの配慮や支援だけではなく、多角的な視点から、一人ひとりの状況に寄り添う姿勢が必要です。



4 施策の具体的な推進方向

推進方向 5つの柱	施策の具体的な推進方向(項目)
1 全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にする『ひとづくり』	(1) 意識啓発の促進 (2) 学ぶ機会の充実 (3) 人材・組織の育成
2 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』	(1) まちづくり全体 (2) 公共的施設・建築物 (3) 交通機関等 (4) 道路 (5) 住宅 (6) 観光地 (7) 公園・水辺空間等 (8) 商店街
3 全ての人に使いやすい『ものづくり』	(1) 製品開発 (2) 製品利用
4 全ての人が必要な時に必要な形で受け取ることができる『情報発信』	(1) 情報発信方法の工夫 (2) 情報発信内容の充実 (3) 情報化対応
5 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』	(1) 雇用・労働環境整備の促進 (2) 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

5 推進主体の役割

ひとにやさしいまちづくりの推進には各主体が自らの役割を認識し、お互いに連携・稼働しながら、主体的、積極的に取り組んでいく必要があります。

(1)県が担う役割

- ア 推進体制の整備
- イ 進行管理
- ウ 先導的な取組の実践
- エ 各主体の取組支援
- オ 市町村との連携

(2)県民に期待される役割

- ア 身近なことから主体的にまちづくりへ取り組む
- イ 建設的な提案やボランティア参加で活動の輪を広げる

(3)事業者に期待される役割

- ア 啓発や人材育成に積極的に取り組む
- イ 多様な利用者の意見を反映する仕組み作り
- ウ 利用者等と連携し推進の中心的役割を担う

(4)民間団体(自治会・NPO等)に期待される役割

- ア 住民や民間団体が連携し、普及啓発やネットワーク化、改善提案を通じてまちづくりを推進する。

(5)市町村に期待される役割

- ア 住民参画や民間団体との連携を進め、県と協力し推進体制を整えまちづくりを推進する。

6 推進指針の見直し

推進指針は、令和11年度に新たな指針を策定するほか、必要に応じて見直しを行うこととします。



ひとにやさしいまちづくりシンボルマーク

「人」が楽しそうに街を歩いている姿とハートで、全ての人が自由に歩ける「やさしい街」を表現しています。また、「人」は、「iwate」の頭文字を意味しています。

まちづくりユニバーサルデザインガイドライン について

岩手県県土整備部建築住宅課

「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」とは

すべてのひとにやさしいまちづくりを実現するため、「ひとにやさしいまちづくり推進指針」の4つ基本視点に基づき、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めていくにあたって、主に設計者や施工者等のまちづくりに携わる方々に向けたガイドラインとして、平成16年に策定したものです。

まちづくり
ユニバーサルデザイン
ガイドライン



平成16年3月
岩手県土整備部

まちづくりユニバーサルデザインガイドラインの改訂(令和8年3月)



はじめに

移動空間

利用空間

道路

市街地

当事者参加

Universal Design Guideline

トイレを使うとき、何に困る？

- 1 トイレが狭く、車いすを使用したままではベッドを広げることができない。
- 2 赤ちゃんを抱えていると、上の子と一緒に入れるトイレがない。
- 3 手に障がいがある妻の介助をしたいが、女性トイレには入れないため介助できない。
- 4 オストメイトは外見ではわかりにくいので、車いす使用者用トイレを利用していただく。車いすの人に注意を受けた。
- 5 見た目と性別が一致しないため、どちらのトイレを利用すればよいかわからず、不安でトイレに行くことができない。

こうして 解決！

その人の事情にあわせて選べる

- 1 車いすやベビーカーを利用している人、付き添いや介助が必要な人のために、広いトイレを設ける。
- 2 男女それぞれの一般のトイレに、障がいの特性や個々の事情に応じて使える設備を設置したトイレを設ける。
- 3 利き手に応じて選択できるよう、しつらえのバリエーションを増やす。

〈利用者のニーズに対応したトイレの違い〉

車いすの人	乳幼児連れ	オストメイト	異性の介助 同伴利用 性的マイノリティ
■ 開け閉めしやすいドア ■ スムーズに動ける広さ ■ 便座の高さへの手すり、大型ベットの荷物置台、フック、ゴミ箱 ■ 廊下へ非常用呼出ランプ	■ ベビーカーと一緒に入れる広さ ■ 乳幼児用おむつ交換台 ■ 乳幼児椅子、着替え台 ■ 荷物置台、フック、ゴミ箱 ■ ドアの上に補助力ギ	■ ストーマ装置にたまった排泄物の処理やストーマ装置の交換ができる広さ ■ 水洗器具(汚物処理) ■ お湯の出るハンドシャワー ■ 鏡、着替え台 ■ 荷物置台、フック	■ 男女が共用できる位置 ■ 大人が2人以上で入れる広さ ■ 手すり、着替え台 ■ ドアの上に補助力ギ

便所・洗面所

混雑時は他のトイレもご利用ください

▲利用者の状況にあわせて利用するトイレを選択できる。

▲トイレ入口近くの大表示画面で空き室を知ることができる。

▲利用者の状況にあわせて選択できるよう、対象をピクトグラムで表示。

▲設備や手すりや壁との間に色のコントラストをつけることで、手すりの視認性を高めている。

▲オストメイト、着替え台を設置した男女共用のトイレ

多機能トイレ＝オストメイトにとって必ずしも使いやすいトイレとは言いきれない。

とあるショッピングモールでオストメイトのお母さんと子供が多機能トイレを利用した際、排泄処理に時間を要したことで、外で待っていた車いす使用者から外見ではわからないオストメイトに「なんであんなにこのトイレを使うの？」と大声で叱責を受けるという出来事があった。二人は泣きながら自宅に戻り、その後の生活に影響を与えるほど忘れられない事となった。この事例は、車いすの人もオストメイトのお母さんも悪くはないのです。設置側の障がいの生活を知ろうとしないことがこのような事例を生むのです。

必要なのは障がいへの「正しい理解」!!

新設「道の駅」高速道路SA・PAに障がい別のトイレ設置が進んでいる。

【技術的基準 参考文庫】
高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
第2章 単位空間等の設計 / 10. 便所・洗面所 P100 ~

移動空間

利用空間

道路

市街地

当事者参加

49

50

改訂の背景

- ・近年、社会情勢の変化や価値観の多様化に伴う、まちづくりに求められる視点の大きな変化
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正
（令和6年4月施行）
- ・「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の基準改正
（令和7年6月施行）
- ・ひとにやさしいまちづくり推進指針の改訂（令和7年3月）

これらを踏まえて、「**全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』**」の実現に向け、不特定多数の人が利用する施設について、最新の知見を反映した望ましい施設整備の在り方を示すよう見直しを行いました。

改訂のねらい

ジェンダー、年齢、性別、国籍、障がいの有無、性自認、文化的背景の違いなど、**社会を構成する人々の多様性を尊重**し、全ての人が共に暮らせるインクルーシブな社会づくりへの関心が高まっています。このような状況を踏まえ、建築主・利用者・設計者など多くの県民に向けて、「**施設整備の意義**」や「**設計のポイント**」などをわかりやすく紹介し、ユニバーサルデザインによる「**ひとにやさしいまちづくり**」への**理解を醸成**することを目的としています。

改訂の特徴

ポイント1

ユニバーサルデザインの基本的な考え方を施設ごとに整理し優良事例や具体的な整備方法等を写真などで紹介

ポイント2

お年寄りや障がいのある方から集めた声や経験を紹介し、どこに問題があるのかを分かりやすく提示

ポイント3

関係団体からのコラムを掲載し、整備の重要性をリアルに理解できるように構成



▲利用者の状況にあわせて利用するトイレを選択できる。



▲トイレ入口近くの大型表示画面で空き室を知ることができる。



▲利用者の状況にあわせて選択できるよう、対象をピクトグラムで表示。



▲設備や手すりや壁との間に色のコントラストをつけることで、手すりの視認性を高めている。



▲オストメイト、着替え台を設置した男女共用のトイレ

ポイント1

ユニバーサルデザインの基本的な考え方を施設ごとに整理し、優良事例や具体的な整備方法等を写真などで紹介

トイレを使うとき、
何に困る？

- 1 トイレが狭く、車いすを使用したままではベッドを広げることができない。
- 2 赤ちゃんを抱えていると、上の子どもと一緒に入れるトイレがない。
- 3 手に障がいがある妻の介助をしたいが、女性トイレには入れないため介助できない。
- 4 オストメイトは外見ではわかりにくいため、車いす使用者用トイレを利用していただけ、車いすの人に注意を受けた。
- 5 見た目と性別が一致しないため、どちらのトイレを利用すればよいか迷ってしまい、安心してトイレに行くことができない。

こうして 解決！

公平性
柔軟性
使いやすさ

その人の事情にあわせて選べる

- 1 車いすやベビーカーを利用している人、付き添いや介助が必要な人のために、広いトイレを設ける。
- 2 男女それぞれの一般のトイレに、障がいの特性や個々の事情に応じて使える設備を設置したトイレを設ける。
- 3 利き手に応じて選択できるよう、しつらえのバリエーションを増やす。

ポイント2

お年寄りや障がいのある
方から集めた声や経験を
紹介し、どこに問題がある
のかを分かりやすく提示

ホンネ

あるけど、使えない。そんな駐車場をなくして欲しい。

認知症グループホームの利用者さんは、社会とのつながりや生活習慣を大切にするために日常的にスーパーの買い出し、図書館などさまざまな場所に出かけます。車いすの利用者さんと出かける時はリフト車を使い、玄関近くの車いす専用駐車場に車を置きます。しかし、駐車場によっては安全ブロックやガードが障害となり、リフト車での車いすの降車ができないことも多くあります。安全ブロックを避けリフト車を逆向きに止めることは、スーパーなどではキケンであるため、結局降車ができずに、買い物をあきらめるケースがあります。そのため、横づけできるスペースを確保していただくか、安全ブロックなどがなくても安全に降車できる工夫をしていただけると、スムーズな利用につながります。

ホンネ

多機能トイレ＝オストメイトにとって必ずしも使いやすいトイレとは言いきれない。

とあるショッピングモールでオストメイトのお母さんと子供が多機能トイレを利用した際、排泄処理に時間を要したことで、外で待っていた車いす使用者から外見ではわからないオストメイトに「なんであなたがこのトイレを使うのか？」と大声で叱責を受けるという出来事があった、二人は泣きながら自宅に戻り、その後の生活に影響を与えるほど忘れられない事となった。この事例は、車いすの人もオストメイトのお母さんも悪くはないのです。設置側の障がい者の生活を知ろうとしないことがこのような事例を生むのです。

必要なのは障がいへの「正しい理解」!!

新設「道の駅」 高速道路 SA・PA に障がい別のトイレ設置が進んでいる。

ポイント3

関係団体からのコラムを掲載し、整備の重要性をリアルに理解できるように構成

ホームページでの公表

**岩手県**
IWATE PREFECTURE

おでんせ、いわて!
please come to iwate

[サイトマップ](#)[文字サイズ・配色の変更](#)[アクセシビリティ閲覧支援ツール](#)

SELECT LANGUAGE

Google 提供

ページ番号検索

使い方

県政情報 | **くらし・環境** | 産業・雇用 | 県土づくり | 教育・文化 | 震災復興

現在の位置: [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [住まい・建築・土地](#) > [住宅・建築等に関する手続](#) > [ひとにやさしいまちづくり条例\(建築物関連\)](#) > [まちづくりユニバーサルデザインガイドライン](#)

まちづくりユニバーサルデザインガイドライン

ページ番号1024142 更新日 令和8年5月12日

印刷  大きな文字で印刷 

設計者や施工者等、まちづくりに携わる方々に向けた手引書として平成16年に策定した「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」について、令和8年3月に改訂を行いました。

近年、社会情勢の変化や価値観の多様化に伴い、まちづくりに求められる視点も大きく変化しています。ジェンダー、年齢、性別、国籍、障がいの有無、性自認、文化的背景など、社会を構成する人々の多様性を尊重し、全ての人が共に暮らせるインクルーシブな社会づくりへの関心が高まっています。

くらし・環境

住まい・建築・土地

▼ **住宅・建築等に関する手続**

▼ **ひとにやさしいまちづくり条例(建築物関連)**

▼ **特定公共施設の新築等の協議**

▼ **ひとまち条例による条例**

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/tetsuzuki/1010362/1024142.html>

御清聴ありがとうございます。